

【 投 薬 】

705 亜鉛（Zn）検査がない酢酸亜鉛水和物製剤（亜鉛欠乏症の患者に対する投与開始時）の算定について

《令和7年10月31日》

○ 取扱い

亜鉛欠乏症に対して投与開始時にD007「37」亜鉛（Zn）の検査がない酢酸亜鉛水和物製剤（ノベルジン錠等）の投与は、原則として認められない。

○ 取扱いを作成した根拠等

酢酸亜鉛水和物製剤（ノベルジン錠等）の添付文書の用法及び用量に関連する注意には「投与開始時及び用量変更時には、血清亜鉛濃度の確認を行うこと。」とあり、血清亜鉛濃度からみて亜鉛不足に起因する症状を呈している患者であるかを確認する必要がある。

以上のことから、亜鉛欠乏症に対して投与開始時にD007「37」亜鉛（Zn）の検査がない酢酸亜鉛水和物製剤（ノベルジン錠等）の投与は、原則として認められないと判断した。